

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第 8 号

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の一部を改正する規則
特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則（平成 7 年香川県規則第 84 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一般競争入札の公告） 第 4 条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における建設工事執行規則第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項を公告するものとする」とあるのは「少なくとも入札の施行の日前 40 日までに次に掲げる事項を香川県報により公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を 10 日までに短縮することができる」とする。	（一般競争入札の公告） 第 4 条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における建設工事執行規則第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項を公告するものとする」とあるのは「少なくとも入札の施行の日前 40 日 <u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札であって、最初の契約に係る入札の公告において最初の契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも入札の施行の日前 24 日までに行う旨を定めたものについては、24 日）</u> までに次に掲げる事項を香川県報により公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を 10 日までに短縮することができる」とする。

- 附 則
- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。